

第1章

計画の概要と背景



第1章 計画の概要と背景

1-1. 計画策定の趣旨と背景

北九州市においては、JR、モノレール、筑豊電鉄、及び路線バスにより、充実した公共交通ネットワークが形成されており、これらを補完するおでかけ交通やタクシーを含め、多様な交通サービスが提供されています。

しかしながら、公共交通利用者は、人口減少や自家用車利用の増加に伴い減少しており、加えて、公共交通の運転手不足が深刻化するなど、公共交通サービスの維持・確保が一層、困難となっています。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う「新たな生活様式」の定着などを背景とした地域公共交通への影響も懸念されており、これらの公共交通を取り巻く諸問題に対して、適切に対応していくことがますます重要となっています。

本市では、過度のマイカー利用から、地球環境にやさしい鉄道やバスなどの公共交通や自転車への利用転換を図るとともに、多様な移動手段が確保された、持続的に利用することができる交通体系を実現するため、市民・企業・交通事業者・行政が連携して、今後の都市交通のあり方を総合的に検討し、既存の公共交通機関を有効活用しながら、効果的な交通施策を展開していくこととしています。

これまで、本市の交通政策の基本となる『北九州市環境首都総合交通戦略』を、平成20年12月に策定し、環境首都としてふさわしい交通体系を実現するため、既存の公共交通機関を有効活用し、その維持や充実・強化を図るため、各種施策に取り組んできました。

また、国においては、平成25年12月に「交通政策基本法」が公布・施行され、翌年5月には「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、「活性化再生法」という。）」が改正されました。同法では、人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上のために、自治体を中心となり関係者との合意の下、まちづくり等の地域戦略と一体となって、持続可能な地域公共交通を形成することの重要性が示され、この法改正に伴い、「地域公共交通網形成計画」が制度化されました。本市においても、平成28年8月に、法の趣旨を取り込んだ『北九州市地域公共交通網形成計画』を策定しました。

さらに、令和2年11月に「活性化再生法」が改正され、持続可能な運送サービスの提供のために公共交通事業者等と連携して、MaaSの普及促進やデジタル化等の新技術を取り入れた既存の公共交通サービスの改善・充実を徹底するとともに、地域の輸送資源を総動員することが位置付けられ、これらを踏まえた地域交通に関するマスタープランとなる「地域公共交通計画」の策定が新たに制度化されました。

そこで、今回、法改正を踏まえた「北九州市地域公共交通計画」を策定し、長期的な視点で都市の将来像を示す「北九州市立地適正化計画」との連携を図りつつ、本市が目指す将来のまちづくりの実現のため、持続可能な公共交通ネットワークに向けた都市交通施策の推進に積極的に取り組んでいきます。

1-2. 計画の区域と期間

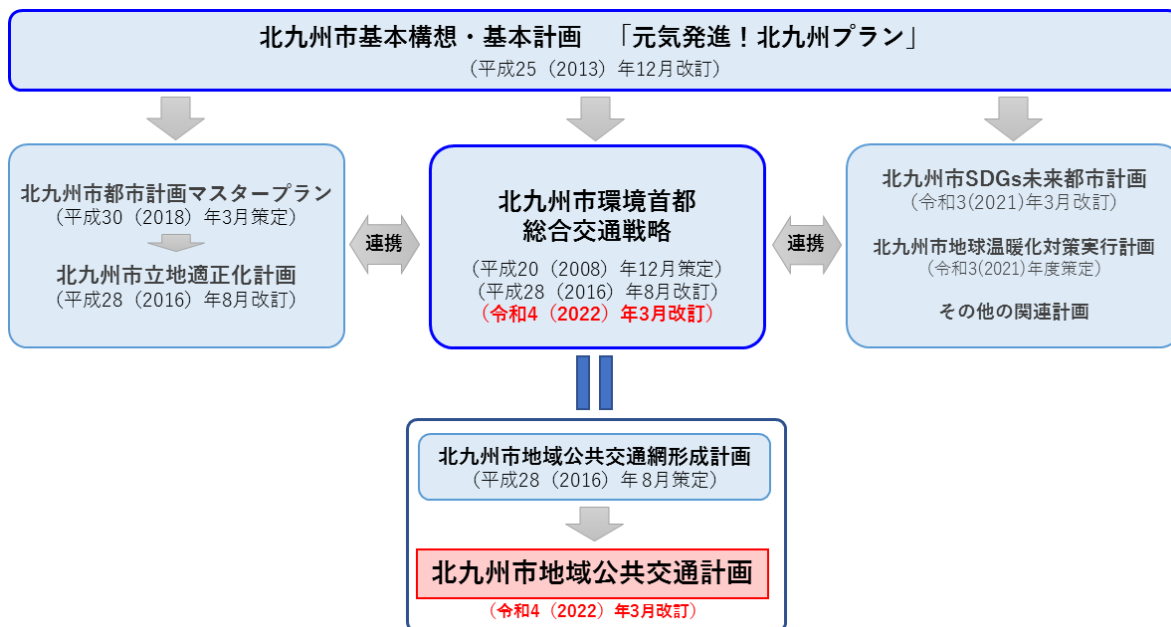
計画の対象区域は、北九州市全域とします。

計画期間は令和3（2021）年度から概ね5年間とします。

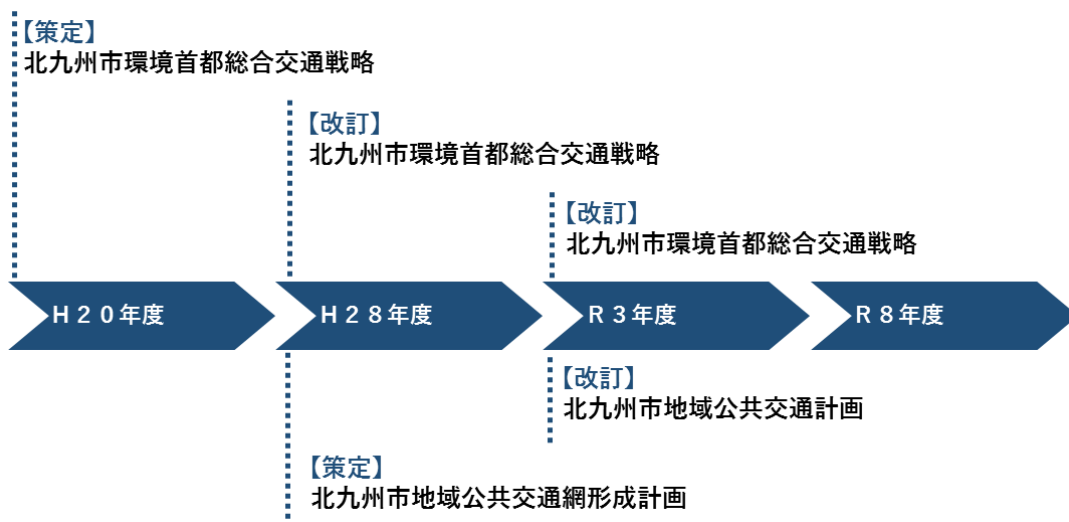
1-3. 計画の位置づけ・上位関連計画の整理

(1) 計画の位置づけ

「北九州市地域公共交通計画（北九州市環境首都総合交通戦略）」は、北九州市基本構想・基本計画「元気発進！北九州プラン」を踏まえて、「北九州市都市計画マスタープラン」や「北九州市立地適正化計画」、「北九州市地域温暖化対策実行計画」などの関連計画と連携を図り、戦略的に推進します。



《北九州市地域公共交通計画の位置づけ》



《北九州市地域公共交通計画と交通戦略の改訂経緯》

(2) 上位計画及びその他の関連計画の整理

本市の目指す将来のまちづくりの実現に向けて、「元気発進！北九州プラン」（北九州市基本構想・基本計画）を踏まえ、「北九州市都市計画マスタープラン」や「北九州市立地適正化計画」等その他の関連計画と連携していきます。

①「元気発進！北九州プラン」(北九州市基本構想・基本計画)(平成25年12月改訂)

「元気発進！北九州プラン」は、まちづくりの基本的な考え方として、「まちづくりの目標」、4つの「基本方針」、2つの「都市ブランド」、5つの「まちづくりのちから」と、7つの「まちづくりの取り組みの柱」を設定しています。

本計画では、「まちづくりの取り組みの柱」の「V 街を支える」に関連し、交通・物流基盤の機能強化とネットワーク化等の取組みを推進していきます。

【まちづくりの目標】

人と文化を育み、世界につながる、環境と技術のまち

これまでの歴史のなかで培ってきた人や文化、環境、技術など、まちの「たから」を活かし、市民一人ひとりの幸せとまちの未来を、みんなで力を合わせて築いていきます。

すべての市民が人権を尊重され、自らの持つ力を発揮し活躍できるとともに、地域文化を育みながら心豊かに暮らせるまちをめざします。

また、産業技術や環境技術の集積、アジアとの交流の歴史などを活かしながら、環境と産業が調和した低炭素社会づくりに挑戦し、世界と交流するまちをめざします。

夢と希望にあふれた未来のため、市民がまちに自信と誇りを持ち、住んでいる市民はもちろん訪れた人も、「住んでみたい、住み続けたい」と思えるまちを実現していきます。

【基本方針】

- 人づくり ～多様な人材が輝くまちをつくる～
- 暮らしづくり ～質の高い暮らしができるまちをつくる～
- 産業づくり ～元気で人が集まるまちをつくる～
- 都市づくり ～便利で快適なまちをつくる～

【都市ブランドの構築】

- 世界の環境都市
 - ・自然や景観などの美しさを実感できるまちづくり
 - ・低炭素社会の実現
 - ・環境国際協力の推進
- アジアの技術都市
 - ・アジアの中核的ものづくり拠点
 - ・アジアの研究開発の強化・人材育成の推進
 - ・アジアの交流拠点の実現

【まちづくりのちから】

- 市民のちから ～みんなでまちをつくる～
- 行政のちから ～新しい市役所になる～
- 連携のちから ～まちとまちのつながりを強める～
- 資産のちから ～まちの「たから」を活かす
- 自然のちから ～自然の恵みを活かす～

【まちづくりの取り組みの柱】

- I 人を育てる ～子育て・教育日本一と創造性あふれる人材の輩出～
- II きずなを結ぶ ～健康で安全・安心な暮らしの実現～
- III 暮らしを彩る ～快適な生活空間の創出と文化・スポーツの振興～
- IV いきいきと働く ～競争力のある産業振興と豊かな雇用創出～

V 街を支える

～都市基盤の強化と国際物流拠点の形成～

- 都市の発展を支える拠点地区の整備
- 交通・物流基盤の機能強化とネットワーク化
- 都市基盤・施設の効率的な活用・整備

VI 環境を未来に引き継ぐ ～市民・行政・企業が共につくる「世界の環境都市」～

VII アジアの中で成長する ～アジア諸都市との交流・協力と広域連携～

②北九州市都市計画マスタープラン(平成30年3月策定)

「北九州市都市計画マスタープラン」は、「元気発進！北九州プラン」が描く都市の将来像の実現に向けて、都市計画の視点から、まちづくりの将来ビジョンや都市計画の基本的な方針を示す都市計画法に基づき定めたものです。

本計画では、都市空間形成の基本方向に基づく8つの分野のうち、「交通施設」の基本方針と連携するものです。

【都市計画の目標】

○すべての市民が安心して暮らせるまちをつくる

○にぎわいと活力があるまちをつくる

○訪れたいまち、住みたくなるまちをつくる

○環境にやさしいまちをつくる

○市民、行政、多様な主体が連携したまちづくりを進める

【「交通施設」部門における基本方針】

⇒①安全・安心な暮らしを支える交通体系の構築

- i 街なか居住を支える交通施設の充実
- ii 快適に歩ける生活道路や人にやさしい交通施設の整備
- iii 安全・安心な暮らしを支える生活道路の整備
- iv 日常生活を支える交通手段の確保

⇒②物流拠点都市の形成や広域的な交流・連携の活性化に向けた交通体系の構築

- i 拠点地区における住宅・産業開発プロジェクトを支援する交通施設の整備
- ii 効率的な物流など産業を支える交通施設の整備
- iii 広域的な交流や地域連携を促進する交通施設の整備

⇒③利用しやすい快適な交通体系の構築

- i 「観光まちづくり」を支援する交通施設の整備
- ii 交通結節機能の強化
- iii 役割に応じた道路機能の適正化

⇒④ストックを活かし、自然保護や地球環境に配慮した交通体系の構築

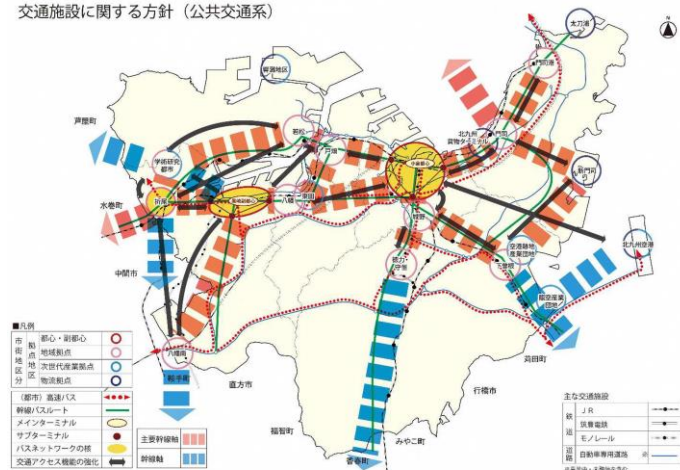
- i 既存の交通施設などを活用した効率的・効果的な交通体系の再整備
- ii 地球環境に配慮した自動車交通の抑制
- iii 沿道環境に配慮した道路整備
- iv 自然・田園ゾーンにおける自然保護や生態系維持に配慮した道路整備

⇒⑤市民・企業・交通事業者・行政の役割を明確にした交通施策の推進

- i 市民ニーズに基づく道路改良
- ii 協働による維持・管理
- iii ソフト的な交通施策の推進

【交通施設に関する方針（公共交通系）】

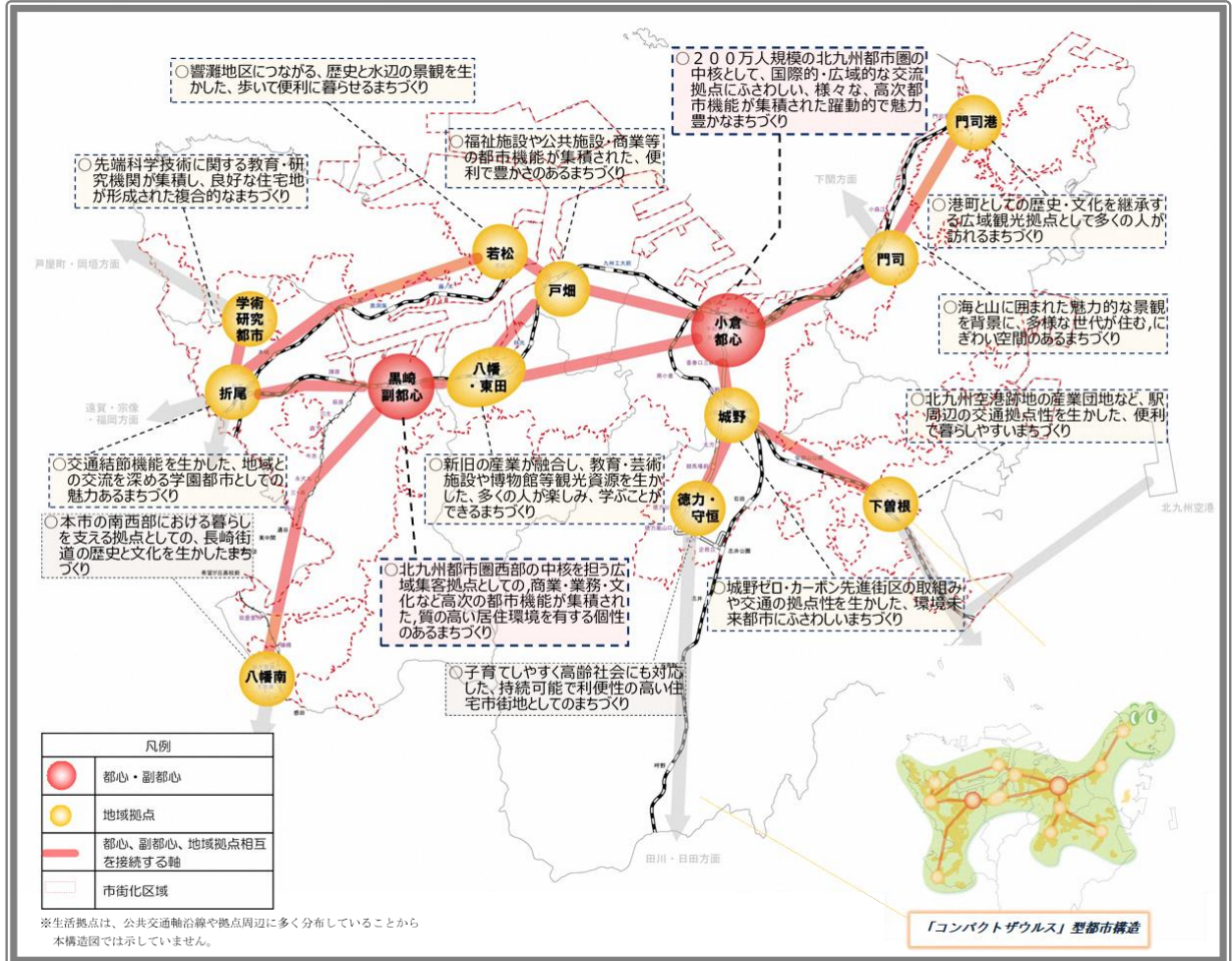
交通施設に関する方針（公共交通系）



③北九州市立地適正化計画（平成28年8月策定）

「北九州市立地適正化計画」は、既存の複数の拠点機能や交通利便性を活かしつつ、住宅や生活支援施設がコンパクトに集約した都市構造の実現に向けて、都市機能や居住の誘導を図る区域を設定し、誘導を図ることとしています。

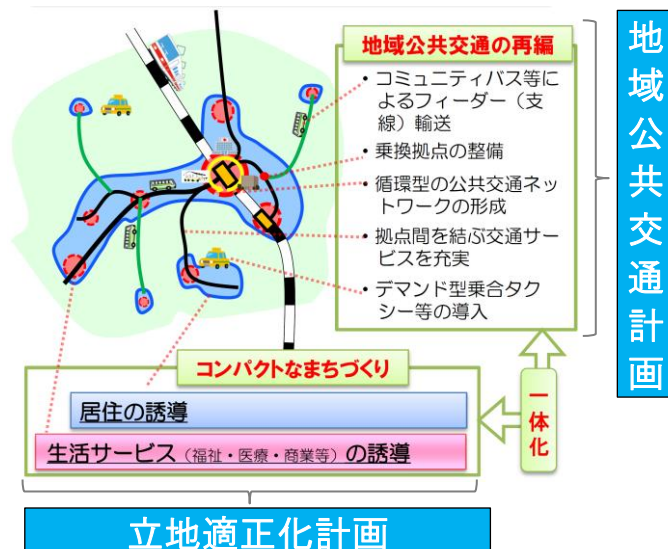
本市は、拠点を結ぶ軸を骨格としたいわゆる「コンパクトザウルス」型の都市構造を目指します。



《拠点構造とまちづくりの方向性》

【参考】

地域公共交通計画との関係
「コンパクト・プラス・ネットワーク」



出典 国土交通省資料をもとに「立地適正化計画」、「地域公共交通計画」を追記

④北九州市 SDGs 未来都市計画（平成 30 年 8 月策定：2021 年～2023 年）【R3.3 改定】

「北九州市 SDGs 未来都市計画」は、平成 30 年 6 月に国から「SDGs 未来都市」に選定されたことを受け、同年 8 月に策定しています。

本市は SDGs の達成に取り組むことで、「『真の豊かさ』にあふれ、世界に貢献し、信頼される『グリーン成長都市』」を目指しています。

本計画では、環境分野のうち、「コンパクトなまちの形成によるストック型社会の創造」に位置付けられています。

2030 年のあるべき姿【北九州市のSDGs戦略（ビジョン）】

「真の豊かさ」にあふれ、世界に貢献し、
信頼される「グリーン成長都市」

～ ポストコロナの新しい生活様式に対応した「日本一住みよいまち」の実現 ～

《本市における SDGs 戦略の公共交通の位置付け》

【環境】「世界のモデルとなる持続可能なまちを拓く」

(2) コンパクトなまちの形成によるストック型社会の創造

② 「人と環境に優しい交通戦略推進」

- ・「北九州市環境首都総合交通戦略（北九州市地域公共交通網形成計画）」に基づき、「次世代都市交通システムの検討」や「幹線バス路線の高機能化」など 30 の施策を一体的に推進する。特に柱である、地域の実情に応じた輸送サービスを提供する「地域密着型バスネットワークの提供」を実現させる。
- ・これにより、人口減少・超高齢化社会に対応した持続可能な公共交通ネットワークを形成する。
- ・また、高齢者等に対して公共交通の利用促進に繋がるモビリティマネジメントを積極的に行い、交通事故の減少、歩行による健康増進、CO₂削減にも寄与していく。

資料：北九州市 SDGs 未来都市計画

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための 17 の目標



⑤北九州市地球温暖化対策実行計画（令和3年8月策定）

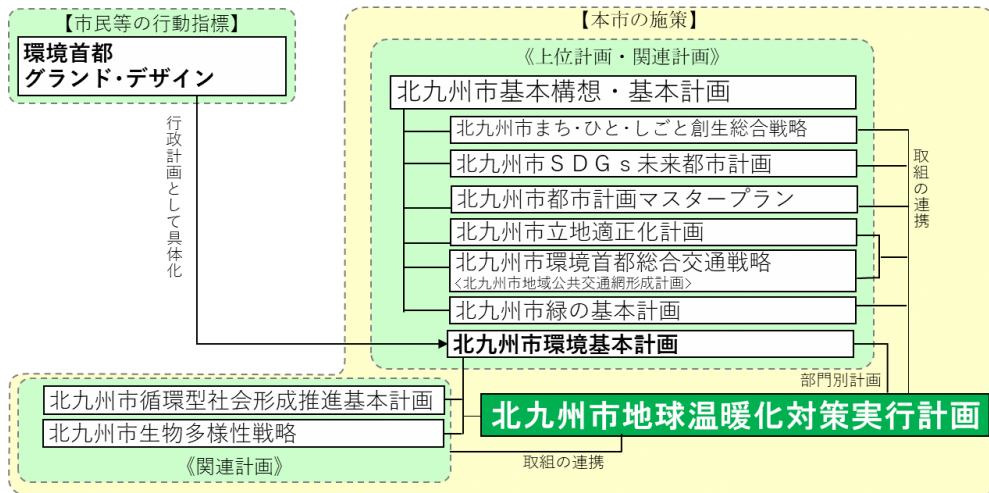
「北九州市地球温暖化対策実行計画」は、本市における温室効果ガスの削減目標や地球温暖化対策に係る取組内容を定めたものです。

最新の世界や国の動向に加え、本市による「2050年までのゼロカーボンシティ」の宣言などを踏まえ、脱炭素社会の実現を見据えた新たな温室効果ガスの削減目標と具体的な取組みを定め、これまで以上に取組みを加速させるため、令和3年8月に全面的な改定を行いました。

<基本的な考え方>

環境と経済の好循環による脱炭素化を軸に、都市や企業の価値・競争力を高め、
快適で災害にも強く、誰もが暮らしやすい社会の実現

<計画の位置づけと関連計画>



<削減目標>

2050年（目指すべき姿：ゴール）

市内の温室効果ガス排出の**実質ゼロを目指す（ゼロカーボンシティ）**

※「実質ゼロ」とは、人為的なCO₂排出量を森林等によるCO₂吸収量と差引きして、CO₂排出を「ゼロ」とみなすもの

2030年度（達成目標：ターゲット）

2050年の実質ゼロの中間地点として、**今後10年が極めて重要な期間と認識し**
具体的な削減対策と効果を積み上げ、**2013年度比で47%以上削減**

●北九州市地球温暖化対策実行計画における運輸部門の取組み

<運輸部門の取組みの方向性>

運輸の脱炭素化に向けた地盤づくりとして、EVをはじめとする次世代自動車等への転換を推進するとともに、交通結節機能の強化やICカード乗車券の導入及び共通化などによる公共交通の利用促進を図ります。

また、MaaSなどの新たな移動システムの社会実装を見据えた取組みを進めます。

「運輸の脱炭素化」

電動化（次世代自動車）

公共交通の利用促進

新しい移動システムの活用
（シェアリングなど）

「北九州市地球温暖化対策実行計画」の〔運輸部門〕においては、次の4つの対応により、CO₂排出量の削減を目指しています。

① 次世代自動車の普及

買替のタイミングなどで、環境負荷の低い、ハイブリッド車を含む次世代自動車への転換を促し、自動車の脱炭素化を図ります。

② 公共交通等の利用促進

過度な自動車利用を見直し、環境負荷の低い鉄道やバス等の公共交通機関や自転車の利用を促します。

③ 電気自動車（EV）等の多面的利用

EV（電気自動車）・FCV（燃料電池自動車）の蓄電機能を活用した災害時への備えを実践し脱炭素社会を目指す上での新たなライフスタイルの普及を図ります。

④ 利用意識の転換

再生可能エネルギーや次世代自動車の導入促進、建築物の脱炭素化といった、取組みの方法・効果や補助金メニュー等を記載した専用ポータルサイトを作成し、優良事例の情報発信により、脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けて支援します。

1-4. 公共交通に関わる政策・法制度の動向

(1) 地域公共交通に関する政策

地域公共交通は、地域が主体となって地域交通の最適なあり方を検討し、幅広い主体が連携して取り組むための計画制度や支援制度等が整備されています。

【各事業の規制緩和】

平成 12 年 02 月：貸切バス事業（道路輸送法）、国内航空運送事業（航空法）の規制緩和
 平成 12 年 03 月：旅客鉄道事業（鉄道事業法）の規制緩和
 平成 12 年 10 月：国内旅客船事業（海上運送法）の規制緩和
 平成 14 年 02 月：乗合バス事業・タクシー事業（道路運送法）の規制緩和
 平成 18 年 10 月：自家用有償旅客運送の登録制度の創設（道路運送法）

【地域公共交通活性化のための計画制度・支援策】

平成 19 年 02 月：「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」施行
 （地域公共交通活性化再生法）
 平成 26 年 11 月：「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」施行
 令和 2 年 11 月：「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」施行

(2) 地域公共交通活性化再生法の内容の変遷

